

平成29年度第1回森林審議会森林保全部会議事録

- 1 日時 平成30年3月19日(月) 午後1時30分から午後3時00分まで
- 2 場所 長野県庁議会増築棟4階 402号会議室
- 3 出席委員（五十音順・敬称略）
北原曜、平林明人、細川忠國、安原輝明 計4名
- 4 説明のために出席した者
長野県林務部森林づくり推進課
長谷川健一、清水靖久、畠中陽一、柏木和之、伊熊浩平
- 5 会議に付した事項
 - (1) 森林病虫害等防除法第7条の3第3項に基づく長野県防除実施基準の変更(案)について（諮問）
 - (2) 森林病虫害等防除法第7条の5第2項に基づく高度公益機能森林等区域の変更(案)について（諮問）
 - (3) 平成29年度林地開発許可処分案件について（報告）

6 審議

○開会（事務局）

本日は、年度末の大変お忙しいところご参集いただき、誠にありがとうございます。
ただ今から、平成29年度第1回長野県森林審議会森林保全部会を開会いたします。
本日は、保全部会委員定数5名のところ、鈴木委員が所用のため欠席でございます。
このため4名の委員により保全部会を進めさせていただきますこと、会議に先立ちご報告させていただきます。

本日、ご審議をお願いしますのは、お手元の次第にございますとおり、まず諮問事項といたしまして、(1) 長野県防除実施基準の変更（案）について、(2) 高度公益機能森林等区域の変更（案）についてでございます。

また、報告事項といたしまして、平成29年度林地開発許可処分について報告させていただきます。

本日の会議は公開で行い、会議の状況につきましては、後日、県のホームページにて掲載させていただきますので、予めご了解をお願い致します。

それでは、開会にあたりまして、森林づくり推進課長から、ごあいさつを申し上げます。

○森林づくり推進課長あいさつ

本日は、森林保全部会ということで年度末のお忙しい中、ご出席を賜り誠にありがとうございます。

います。平林部会長をはじめ（委員の皆様には）遠方からのご出席をいただきありがとうございます。

本日お願いいたしますのは、主に松くい虫の防除の関係でございます。深刻な状況が続いておりまして県としまして、地域の市町村の皆様と一緒にやって取り組みを進めていきたいと考えております。

今日、直接の審議をお願いします内容は、森林病虫害等防除法に基づく、基準ですとか県で指定しております守るべき松林の指定の変更という、少し技術的な部分で全体像がなかなか見えにくいものかなと思っております。

一方で、市町村の皆様とはこの間も被害の深刻な状況にどう対処していくかということで、いろんな意見の交換をさせていただく中で、来年度に向けて新しい取り組みを開始していこうと考えており、その全体的な状況についてもご説明させていただきたいと思っております。

また、このほか松くい以外の部分として本年度の林地開発許可処分の状況などについて、ご審議の内容はないのですが、全体的な状況についてご報告させていただきます。

詳細につきましては、それぞれ担当者から説明をさせていただきますが、皆様の忌憚のないご意見を頂きますよう、お願い申し上げます。

本日はよろしくお願いいたします。

○議長就任（事務局）

本日の会議の議長は、森林法施行細則第11条の規定によりまして、部会長が務めることとなっておりますので、平林部会長どうぞよろしくお願いいたします。

○議長あいさつ

お忙しい中ご出席を頂きまして、当会が開催できますことに感謝申し上げます。

県の皆様も人事異動の中お忙しいのではないかと思います。ありがとうございます。

今日、長野県知事から諮問を受けておりますのは、松くい虫の被害対策に係る長野県防除実施基準の変更、また、高度公益機能森林等区域の変更であります。

また、委員の皆様には幅広い中から色々ご意見を頂けたらと思います。

会がスムーズに行われますようどうぞよろしくお願い申し上げます。

○議事録署名委員の指名

それでは、議事を進めさせていただきます。

議事に入る前に、森林法施行規則第15条に定めます、議事録署名人（委員）についてであります、私の指名により決定したいと存じますが、ご異議ございませんか。

（異議なしの声）

ご異議ないようですので、北原委員と安原委員にお願いいたします。

よろしくお願いいたします。

○議長

それでは、議事に移ります。はじめに、諮問事項の「(1) 森林病虫害等防除法第7条の3第3項に基づく長野県防除実施基準の変更(案)について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

○事務局

諮問に入る前になりますが、資料1の「平成29年度の松くい虫被害と対策の実施状況についてと平成30年度の松くい虫被害対策について」ご説明をさせていただきます。

(映像及び長野県森林審議会森林保全部会説明資料1により説明)

諮問案件の資料2の「森林病虫害等防除法第7条の3第3項に基づく長野県防除実施基準の変更(案)について」を説明いたします。

(長野県森林審議会森林保全部会説明資料2により説明)

○議長

事務局からの説明が終わりました。

委員の皆様においては、ご質問等はございますか。

○安原委員

松本市の区域を削除するのは、どういう理由からか。松くい虫被害が拡大してしまって防除する必要がなくなったのか。

○事務局

松本市の削除の理由ですが、平成26年に有人ヘリコプターの散布で計画しましたが、無人ヘリにより実施しておりまして、今後の有人ヘリによる防除による計画はないという事での削除になります。

防除実施基準は、有人ヘリコプターで行う空中散布、特別防除と呼んでおりますが、かなり大規模に行う薬剤散布についてあらかじめ、区域等を定めたうえでこの審議会の意見を聞いて実施をするという仕組みになっております。

住宅に近いところは、ラジコンヘリで安全に配慮しながら行うやり方が普及しています。

松本市の場合は有人で当初計画しましたが、住民の皆様の意見等ありまして、無人のラジコンヘリで行う方法を選択し、有人ヘリによる散布は当面見通しが立たないため、この区域から削除していきたいという事です。

松本市の方針自体が大きくが変わっているというわけではありません。

○安原委員

わかりました。ありがとうございます。

○細川委員

このペースで行ってあと何年でこの対策をするつもりでいるか知らないが、いずれにしても松本など先ほどの写真でもあるように高速道を走っていてもものすごい被害になっている。

森林税が来年度から継続されるが、思い切って徹底的に金をつぎ込んで、早急に松くい虫被害対策をやるべきと思う。市町村が出した計画を良い悪いと少しでも変更したりでなくて、県として徹底的にやるんだというくらい姿勢でいるべきだ。こういうところへ徹底的に森林税をつぎ込んで、やるっていうことを考えて行かないと町村から上がってきた計画を引いたり足したりしていて、あと何年でこの長野県、信州のアカマツ対策をする計画なのか。

○事務局

十分なお答えになるかわかりませんが、まず、松くい虫の状況に関しては、先ほど少しスライドでお示ししましたが、昭和56年から被害が始まり、平成の一桁の段階から深刻な状況になってきています。そうした中で、県としては平成の十数年の段階から、全ての松を守りきるということについては、もうすでに難しい状況だろうと判断し、その中で今対策として重点的に持っているのは、守るべきところを守っていくことです。

あと何年で被害をなくすのか というお答えとしては、おそらくそれは何年たっても不可能ですというお答えになってしまう状況です。

我々としては、被害が広がっていく中でどうやってマツの被害と守るべきところと共存していくかという事で対策を立てています。

被害の状況は年々変わってきておりますし、守るべき場所がどこなのか、現場の市町村の方々とお話をしていく中でも少しわかりにくくなってきている状況であると思っており、もう一度被害の状況をしっかり客観的に把握をしたうえで、どこが今後5年10年守っていかなければならない場所なのか、そのためにはどこに重点的に対策を打つことが効果的か、という話をしていきたい。

森林税の部分については、今回見直しをさせていただく中で、かなり大きく導入させていただくことにしました。

とはいえ、過去長野県では、最大の時には年間10億円弱のお金を松くい虫の対策につぎ込んできました。それでも被害を止められなかったという状況です。現状今、長野県が毎年予算として松くい虫対策に導入している金額は、諸々併せても、財政事情もありまして、その時の3分の1以下となっています。

仮に、森林税のお金が年間6億円位ですので、全額を毎年投入していったとしても当時の作業量に追いつかない、それでも止められない状況で、更に当時の平成10年代の頃に比べると、長野県の状況はさらに深刻になっていますので、おそらく10億円を投入してもなかなかその被害を止める、拡大を止めることは難しい状況だと思います。

その中で、我々としては、森林税の中でも松くい虫のどこの部分に投入するかということで考えさせていただいたのが、被害林をできるだけ処理をかけていく、枯れ木の山をできるだけ少なくしていくところに、元々国庫補助等ありませんので森林税を充てさせていただく、という形で進めさせていただくという事で、平成30年度はそういう形にさせていただきたい。

お答えが、長くなってしまいましたが、ある年限を切って被害をなくそうとして取り組んでいるわけではない。これはかなり中長期に続けていかなければならない問題であるという事が一点と、森林税については、枯れてしまった山を再生させる、もしくは枯れてしまった木をできるだけ活用する。というところに充てさせていただくという事で来年は進めさせていただくという事になります。

○細川委員

気持ちはわかるが、やはり信州の山からマツがなくなっていいことではない。守るべきと言うが、松茸にしても何にしても、そういったものは守っていかなければならない。県として空中散布の特殊性とかいうが、少し反対があったら中止するとかそうした状況になっているが、県が積極的に反対する人の所に行って、出掛けて行って説得をするような努力をどこまでしているのかが見えてこない。

どの程度努力しているのかわからないが、そうした努力をして、信州の山全部雑木山にしていい事ではないから、樹種転換にしても放置して雑木山にするべきではないと思うし、やはり信州の針葉樹にしても建設用材や住宅用材として活用する山だとか、自然林として健康増進する山だとか、そうした目的を持った山づくりをしていかないといけないと思う。

その中でこの松くい虫対策は重点的にやっていかないといけないと思うし、塩尻の木質バイオの工場ができれば、どんどん伐って早くチップにしてもらうこともできる。今言ったことを積極的に県が中心となって市町村にまかせる事なく、やってもらいたいと要望として申し上げたい。

○議長

私もそのように思う、守るべきところを守っても他所がみんな守れなくなっていく、そうすると本当にそれでいいのかなと思います。言われましたように県でやるのが一番いいと思うのですが、反対意見もあります。そうしたところでは、県の皆さんも積極的に市町村と一緒にあって、来ていただいて説明をしていただいてできるだけ有人ヘリで、ラジコンでもいいですが、空中防除ができるように力を貸してもらい、やって頂きたいと思います。

○事務局

おっしゃるとおりだと思っています。市町村も含めて私たちが 設けている対策が金銭面でも力も 実際色々な処理をするとしても最後に動いていただくのは森林組合をはじめとした林業従事者の方々であつたりしますので、欲しいだけ労力やお金があるわけではないという状態の中で、どこにやっていくことが、最も有効なのかという事は、残念ながら現実問題として考えていかなければと思っています。

同時に、なかなか姿が見えないというのは反省しなければいけないだろうと思っています。

今回の、松本は話題に上がりましたので、松本市とは松本地域振興局のほうで、かなり二人三脚でこの散布の取り組み、現場の合意形成を進めてまいりました。林務課の職員が何度も地域に松本市の職員と一緒にやって、なぜ散布が必要なのか、散布の安全性についてどうやって

担保をしているのかの説明を繰り返ししました。少し報道に出てしまう状況になってからは、林務課長からも前面に立っていただいて説得なり説明をやってきましたが、残念ながら松本市の方で、機材とかの問題も出てしまって今回は延期というか、今年度は実施しないという状況になってしまいました。私たちとしても松本市と一緒に地域住民の方々に説明してきた内容でしたので、こういう状態に至ってしまって対策が進まないまま時間が経過したというのはとても心配をしているという状況です。

法律に基づいて裁判になっているので我々としても、方針に入れる入れないという状況になってしまいますが、できる限り地域の方で、様々な取り組みをやっていく中で、ここにどうしても対策が必要であれば、私達も前面に出ていきたいと思っていますし、また、今回マッピングとかの取り組みをしていく中で、ここはやらせてほしいと、県からここやってくれというお願いを市町村の方にもだんだんとしていくような形になっていくのではないかなと思います。

そういう中で、先月市町村方々を皆様集めて、今後の県の方針について説明をさせていただきました。これは継続的に、やっていきながら、現場の問題に一つ一つ答えていかなければいけないと思っています。守っていく場所とそれから早めに樹種転換をしていくところと、戦略的にやっていくということが重要だと思っています。

○細川委員

僕は富士見町で、隣の山梨県ではもう入っているんだけど、松くい虫の監視員さんと町の職員と歩いて行って、1本でも2本でも枯れていればすぐ伐る、という事を徹底的にやっているものだから、おかげさまで富士見町には入っていませんが、隣の山梨県まで入っているのだけれど、富士見に入ってしまうと諏訪に入ってしまうから、一生懸命にやってもらってますけど、そんな状態で、おかげさまで今のところ被害はなくて、何で枯れているのか知らないけれど、枯れているものを見つけたらすぐ伐る。と徹底的にやらせていただいております。

○北原委員

松くい虫対策は、前に森林総研にもいたわけですが、全国的に完全防除は不可能なんですね。やる手としたら、この空散と伐倒駆除とその他、でどうしようもない、どの県もだいたいみんなお手上げ状態になっているわけですね、今回長野県の方で守るべき森林とその周辺森林という事で分けすることは仕方がない事ではないかと私は思います。

守るべきところは、空散してでも守っていくと、ただ、他のところはお手上げと言えれば悲観的かもしれませんが、しょうがないです。いくらお金をかけても未来永劫お金をかけ続けるという事になってしまいます

ので、莫大なお金がそれこそかかってしまうという事で、この辺しかやりようがないのではないかと、悔しいけれどもと思います。

質問が一つあるのですが、資料1別紙4、13頁にあります特別防除及び無人ヘリ散布による枯損状況調査について、いわゆる効果判定だと思っておりますが、散布日が平成28年6月ぐらい、枯損状況調査が平成26年から29まで散布区と無散布区と並行してやってられますけれども、散布日の前2年前も調査していたのですか。

○事務局

平成28とあるのは平成29年度の誤りであり、日付の訂正になります。申し訳ございませんでした。

散布自体は、毎年1年に1度6月の20日前後を主体にして有人ヘリの散布を実施しております、

その散布に併せて、春と秋に調査を実施しております。

○北原委員

散布日6月20何日とあるのは最新の散布日という事ですか。

○事務局

平成28年度の日付が残っておりますが、平成29年に実施しています。

○北原委員

枯損調査は平成26年度からやっていますが、平成26から29まで散布をしているという事ですね。

○事務局

はい、そうなります。

○北原委員

空散は本当に効果があるのかと時々思う時がある、やってもやっても枯れていくと、資料を見ると確かに散布区の方はパーセントが少なくなっているのですが、無散布区に対して1年遅れぐらいでパーセントが上がっているわけですね、そうすると、ある程度は効果があるけれど、やっぱりダメではないか、というふうにも見えるという事ですね。その辺どうお考えですか

○事務局

この結果は、よく見ていかなければと思っています。薬剤の散布そのものがある程度の効果があるのはあまり議論の余地はないと思うのですが、実際のその現場での適用というものを考えると、この枯損の割合というものは、ある小さなプロットを作ってそこの枯れの進行について測っているわけですが、実際散布している有人、無人ヘリ区域というのも地域の中では、比較的限られた場所になっていて、周辺の部分の松くい虫の進行というのは、色々な状況というのがこの結果の周りには含まれております。

非常に地域の中で松くい虫がまん延をしている中で、ごく一部の地域を一生懸命薬剤を散布しながら守っていくというようなケースもあります。それから技術的な良し悪しは別として、伐倒駆除がうまく組み合わされていない場所というのもあります。

いろいろなものが含まれてしまっている結果になっていまして、こういうのをしっかり解析

することで、薬剤散布ももちろん万能ではありませんので、しっかり伐倒駆除なんかと組み合わせないと効果は限定的であるとか、ある程度地域の中で島状に残していきたいという選択肢を取りたい場合も薬剤と伐倒駆除だけでは、もしかしたらだめで、早めの樹種転換みたいなもので、地域からセンチュウの濃度みたいなものを早めに落としていくという事をやらないと、結局、周りに敵が山ほどいる状態で、一生懸命そこだけ守ろうとしても攻撃力が強すぎて、なかなか防ぎきれないのではないかと思います。

ただちに薬剤の散布が、1年遅れになって無意味だという事だけではおそらくなくて、地域として薬剤の散布というものを、どういう戦略で、どう入れていくのかとちゃんと理解してやらないと、狙った効果が出てこないという事もあるのではないかと思います。

単純に数字だけで議論するのでなくて、そこを掘り下げないとこの結果は出来ないのではないかと考えております。

この結果は結果として、なかなか追跡した結果はないので、よく専門の方、場合によっては、信大、総研といった方に見て頂きながら、そこから知見を出していくようにしたいと考えております。

○北原委員

結局空散の効果を出すという一番の大事な事の表示になるわけですから、ここであまり差がないとか、1年遅れになるというその程度の答えになってしまうのは、まずいわけで、空散をする根拠になるわけですから、ここはしっかりとプロットを作り、しっかりと解析もするという事をやっていかないとまずいのではないかと思います。独り歩きしてしまいます。

○事務局

そうですね、おっしゃるとおりです。

○議長

よろしいですか。

ご意見も尽きたようでありますので、この件に関しては、質問をして今説明をしていただいたとご理解をして、認めて頂くという事でよろしいですか。

(異議なし)

それでは今ご意見を頂きましたことにつきましては、文面を考えて頂いて知事に答申をしていただくという事で、この案につきましては、事務局と議長に任せて頂くことでよろしいでしょうか

(異議なし)

そういうことでよろしくお願いいたします。

○議長

続きまして、(2)の森林病虫害等防除法第7条の5第2項に基づく高度公益機能森林等区域の変更(案)についての説明をお願いいたします。

○事務局

資料３の松くい虫被害対策計画の変更（案）についてでございます。

（長野県森林審議会森林保全部会説明資料３により説明）

○議長

説明が終わりました。この変更は、上田市と安曇野市だけの変更であります、質問などございますか。

上田市も東御市も長和町も青木村も数値が入っておりますよね、これは別に上田市だけでいいという事ですか。

○事務局

資料３ ３ページ上田市にて再説明

○議長

この変更になっているのが、上田市と安曇野市だけという事です。

○事務局

はい

○議長

よろしいですか。

（はい）

それでは質問もないようですので、知事からの諮問のありました高度公益機能森林等区域の変更（案）につきましては、適切なものと認めて答申することにご異議ございませんか。

（異議なし）

ありがとうございました。それでは適切なものと認めて答申することに決定いたしました。

なお、答申書の案につきましては、事務局と議長にお任せいただくという事でよろしいですか。

（はい）

ありがとうございました。それではそのようにさせていただきます。

○議長

とれでは、次に報告事項に移らせていただきます。平成２９年度林地開発許可処分についての報告を事務局のほうから説明をしていただきます。

○事務局

平成29年度林地開発許可処分についての報告をさせていただきます。
(長野県森林審議会森林保全部会説明資料4により説明)

○議長

事務局のほうからの説明が終わりました。何かご質問はございますか。

陸上競技場がありましたけれど何処で作るのですか。

○事務局

売木村での内容を説明

○安原委員

会社名の括弧書きについて質問

○事務局

代表会社として説明

○北原委員

2 ページ表の一番下の変更協議面積の記載誤りの指摘

○事務局

訂正させていただきます。

○議長

それでは、質問はないようですので、以上で審議会の議事は終了させていただきます。
ご協力に感謝を申し上げます。ありがとうございました。

○事務局

平林部会長さまありがとうございました。

以上をもちまして、長野県森林審議会森林保全部会を終了させていただきます。

ありがとうございました。

平成30年3月19日

議事録署名人 北原 曜 印

議事録署名人 安原 輝明 印